

平成20年第3回稲城市教育委員会定例会

1 平成20年3月24日午前8時30分から、稲城市役所6階603会議室において、平成20年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
安江 元治
伊勢川 岩根
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	高野 誠三
指導室長	石鍋 浩
指導主事	大場 一輝
指導主事	今田 敏弘
学校給食 共同調理場所長	吉井 四郎
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆弘
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	柳川 茂夫
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第5号議案
「平成20年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第6号議案
「平成20年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (6) 日程第6 第7号議案
「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」

- (7) 日程第7 第8号議案
「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」
- (8) 日程第8 第9号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」
- (9) 日程第9 第10号議案
「平成20年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (10) 日程第10 第11号議案
「稲城市青少年委員の委嘱について」
- (11) 日程第11 第12号議案
「稲城市体育指導員の委嘱について」
- (12) 日程第13 「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成20年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

　前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。

　御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、本日の会議録署名委員は、安江委員にお願いいたします。

　次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。

　本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、会期は、本日1日と決しました。

　これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第4.第5号議案を先に行い、その後暫時休憩し、午後2時より再開し、議事日程に従って進めることといたします。よろしく申し上げます。

　それでは、日程第4.第5号議案「平成20年度稲城市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

　本議案につきましては人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、第5号議案は秘密会といたします。

　本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

　暫時休憩いたします。

（これより第5号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙

(これにて第5号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第5号議案「平成20年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案どおり可決いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時より再開いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

1. 工事状況について
2. 稲城第六小学校校庭の一部芝生化に伴う維持管理組織の立ち上げ（仮称 芝生の会）について
3. 第2回稲城市特別支援教育就学相談委員会について
4. 平成19年度学校保健委員会 学校医・学校歯科医・学校薬剤師と養護教諭との懇談会について
5. 平成20年度小学校入学予定児童の安全帽の配布について
6. 平成20年3月分 不登校による欠席児童・生徒数について
7. 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 学校訪問について
5. 道徳授業地区公開講座について

6. その他について
7. 教育相談関係について
8. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 学校給食共同調理場運営委員会について
2. 学校給食共同調理場連絡協議会会長会について
3. 栄養士校外研修について
4. 平成19年度4月～2月給食調理数について

生涯学習課

1. 社会教育委員関係
2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員会関係について
4. 稲城ふれあいの森関係について
5. 青少年育成地区委員会関係について
6. 青少年指導者養成について
7. 芸術文化活動の振興について
8. 文化財の保護と普及について
9. 生涯学習推進事業について
10. 学校施設コミュニティ開放事業について
11. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 学校開放等について
3. 体力づくり運動推進事業について
4. 市立公園内運動施設管理運営について
5. スポーツ教室について
6. 社会体育施設管理運営について
7. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館主催事業の実施状況について
4. i（あい）プラザ建設事業について
5. 利用統計について

図書館

1. 「京王線沿線七市図書館連携に関する協定書」調印式について
2. 第10回京王線沿線七市図書館連携協議会に
3. 中央図書館利用者懇談会について
4. 中央図書館行事について
5. 城山体験学習館展示コーナーについて
6. 子ども体験塾について
7. 中央図書館の視察・見学他について
8. 利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第5. 第6号議案「平成20年度稲城市公立学校教職員の人事について」を議題といたします。

本議案につきましては人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第6号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(これより第6号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第6号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第6号議案「平成20年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は、原案どおり可決いたしました。

それでは、次に、日程第6. 第7号議案「稲城市教育委員会教育長

に対する事務委任規則の一部を改正する規則」、日程第7、第8号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を稲城市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 第7号議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第97号）の施行に伴い、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

第8号議案につきましては、学校教育法等の施行に伴い、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員長 学校教育課長、よろしくをお願いいたします。

学校教育課長 それでは最初に、第7号議案 稲城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、議案概要説明書をご覧くださいと思います。

第7号議案の概要説明をしたいと思います。

まず、概要のところでございます。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する必要があるため、また、今回の教育委員会運営に当たり、より効率化を図ることを目的とし、今回の規則改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容に入ります。改正の内容説明をする中で、議案をご覧くださいますと、議案の中に新旧対照表、資料としてございますので、それを見ながらの中身というのは議案概要説明書で説明させていただきたいと思っております。

まず、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を次のように改正するわけですが、まず第1条でございますが、第1条の本文中に稲城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の根拠法令の説明の一文を加えるということでございますが、これは新旧対照表の新しいほうに第1条に下線が引いてございますが、この下線の部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条第1項の規定で定めている部分がありまして、その文言をこの規則のほうに入れていこうという改正がございます。

次に、第1条の第1号、（1）と書いてあるところですが、この部分

について「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の中で、今は先ほど26条の第1項の規定というようなことを書かれていましたが、その「26条の第2項の各号に掲げる事務」が、条項の中にこれを加えていこうということでございます。これによる内容の重複する規則中の条文を削除するというところでございまして、その「(1)法第26条第2項各号に掲げる事務」というところに下線を引いてございますが、この法令で、法律で言っているこの事務のことにつきましてには旧の規則をごらんいただきますと、(1)から(6)まで書き抜いてありますが、この1号それから3号、4号、5号、6号、これが「法第26条第2項各号に掲げる事務」の中に入っているということで、この新規則のほうにはその文言を入れさせていただいて、今言ったものを削除するということにさせていただきます。

また、次に第2号のことですが、(2)と書いてあるところですが、「管理及び」というのを加えてございますが、これは旧の規則の文言を整理させていただいて、そのように文言整理をさせていただくということでございます。

従いまして、旧の第7号から15号までをそれぞれ4号繰り上げまして、新のほうでは3号から11号までで形成するというところで、それほど内容的には変わったものではございません。

次に、第3条関係でございますが、これは異例の場合として、教育長により事務を処理できる規定を加えるということにしまして、この規定の追加については教育行政の能率的な運営を図ることを目的としたということで概要説明に書いてございますが、何かといいますと、第3条を読みますが、下線の部分です。「教育長は、第1条各号に掲げる事項で、特に緊急を要するため、教育委員会を召集する時間的余裕がないことが明らかであるとき又はその事務の処理についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、教育委員会にかかわって処理することができる。」要するに、教育長は教育委員会にかかわって処理をすることができるということの文言を新たに加えたものでございます。

また、第2号では、「教育長は、前項の規定により処理した事項については、次の教育委員会に報告し、その承認を得なければならない。ただし、その事務についてあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、この限りではない。」ただし書きの前までは、第1項に基づいて教育長が事務処理をした場合には次の教育委員会に報告をし、承認を得なければならないということになっておりますが、ただし、その処理した事務について、あらかじめ教育委員会の中でこういうことをしますよとか、あらかじめその指示を受けた、そういう場合には報告し、承認を受ける必要はないと、その限りではないということです。

それから次に、概要説明のその次になりますが、教育長による事務処理の規定を加えることによって題名中の、旧の規則の中では「事務委任

規則」というようになってございます。その部分を概要説明書のところ、文言がちょっと抜けておりましたが、それを新のほうでは、「事務委任等に関する規則」ということで、「等」ということで、要するに事務委任のこととそれから教育長が緊急を要するような場合には異例の場合として事務処理をできるという規定をもうけるということから、「等」という言葉を表題の中に入れさせていただくという整理をしたものでございます。

以上が規則の内容でございます。

それから、そのほかに、概要説明の中で下の3分の2ぐらいのところですが、「今回の法改正により」という出だしのところでですけれども、「①規程の改廃について、②教育委員会の職員すべての任免、人事に関する事」、こういうことが教育委員会の権限に属するものとして法の中で明記されてございます。したがって、私どもは今まで人事の案件につきましても管理職、一般職も含めまして人事案件につきましても提案をさせていただいておりましたが、改めて法の中でそういう形をとることが明記されたということでございます。

また、これに加えて今回の法改正では、教育委員会の事務の管理執行について点検・評価を行い、第三者機関に点検・評価をしていただいて、その結果に関する報告書をまとめまして、それを議会に提出し、公表すること、ということが法の中で新たに規定されました。

これはどういうことかと言いますと、今、教育委員会で行っているいろいろな事務、あるいはいろいろな事業その他のことがあるわけですが、そういったものを第三者機関が点検し、評価をして、その結果を報告して、議会に報告するとともに公表するということが、これにつきましては今までになかったことで、今回の法改正によって新たに加えられたということで、その次に書いてございますが、これにつきましては平成20年度中に行うということにされておまして、私ども教育委員会としては今後、早急に検討に入ることが必要となっているということでございます。

この法改正含めまして、施行日は平成20年4月1日からということで、規則改正については以上でございます。

次に、第8号議案のほうでございます。第8号議案につきましては稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則ということでございまして、「議案概要説明書」の概要のところを読ませさせていただきます。「学校教育法等の改正により、副校長及び主幹教諭の職を新たに設置するほか、学校評価制度の規定を新たに設けるため、稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要がある」ということでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づき、議案として提出するものでございます。

内容の詳細につきましては指導室長から説明をよろしく申し上げます。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、第8号議案の上から5枚目に新旧対照表をおつけしてありますので、それをお開きください。第8号議案の5枚目になります。A4版の向きが変わったものになります。

それでは、私のほうから詳細をご説明申し上げますが、まず学校教育法等の改正に基づきまして、副校長という職が正式に法に位置づけました。それにあわせて本市におきまして、今まで教頭であったものを副校長として正式に管理運営規則の中で位置づけたいというのが、まずこの一部でございます。

ですから、今までも副校長と呼んでいたではないかということがあるかと思うのですけれども、新旧対照表の旧のほうの真ん中よりずっと下なのですが、第6条の5というのがございます。旧のほうの5ですが、「教頭は副校長と称する」という文言がございますけれども、今までは東京都が独自に教頭を副校長と称していたに過ぎないと。ただ、この称する意味としましては、やはり学校経営に参画をしてほしいという意味がございました。それが国のほうでもきちっと法律に位置づけられまして、これからは副校長という形になるということです。

この、本市の管理運営規則には出てこないのですけれども、東京都には出てきませんが、ほかの道府県では副校長の下に教頭を置くことも可能であります。東京都ではそれはしないということで、本市もそれに倣って、今までの教頭職を副校長ということで位置づけていきたいと考えております。

ですので、副校長になりますと、少し文言が入っておりますが、左側の新のところの、例えば第6条の4号で説明いたしますが、「副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、その範囲は教育委員会が別に定める。」と。今回のこの議案を審議いただきまして、お通しいただくことができた際に、今度、教育委員会で別に規則を定めまして、副校長がどのような服務に関して権限を持てるのかということをもたこちらで案を立て、また委員の先生方にご審議をいただくことになっていくのかと思っております。つまり、副校長は今まで以上に学校経営に参画するとともに、みずからの責任において服務等についてみずからの責任で教職員を監督することができるという、そういったものなのだとということをご了解いただければありがたいと思います。

続きまして、その新旧対照表の下のほうになりますが、新のほうに「主幹教諭」、旧のほうに「主幹」というものがございます。これも学校教育法等の改正に基づきまして今まで東京都独自に主幹を置いておりましたけれども、法の中で主幹教諭ということで位置づけることができるようになりました。それに合わせまして本市も管理運営規則を改正し、主幹教諭を置くという形にしたいと思っております。

中身についても多少具体化されておりました、第7条の2をもとにご説明申し上げますと、「主幹教諭は、校長及び副校長を助け」、こういう文言は今までありませんでしたけれども、こういった文言が出てまいりまして、「命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる」ということで、今までは「上司の命を受け、校務を統括処理する」でしたが、「命を受けて校務の一部を整理する」ということで、かなり主幹教諭の仕事が明確化されてきたということでございます。

それでは、1枚おめくりください。主幹教諭を位置づけることによって主任の位置づけが多少変わりますのでご説明を申し上げます。

今までは主任というのは、例えば教育課程の責任分掌の長である教務主任というのがありますが、教務主幹が教務主任を兼務するということで、主幹が主任という役割も兼務しますよという位置づけだったので、ですが、今後は第7条の3の2行目に書いてありますが、「これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる」と示されておりまして、兼務という形ではなくなります。教務をつかさどる主幹、教務主幹がいる場合にはその主幹が直接教務の仕事を行いますということですが、今までは教務をつかさどる主幹が主任の仕事も兼務するという形が東京都のありようだったのですが、法に位置づけられたこともございまして、教務主幹が教務をやるとなれば、もう主任を兼務しないでも教務主幹というように位置づけるという、実質は余り変わらないのですけれども、主任の兼務はないというのがこの意味合いでございます。

最後になりますが、新のほうの一番下、学校評価、第12条の5でございますが、平成20年度、この管理運営規則が施行できれば学校評価を行うということが義務づけになります。その第12条の5の2を見ていただきますが、「前項の規定により行った学校評価の結果は、公表しなければならない。」ということで、これは公表も義務づけられるという形になってまいります。これも法の改正に伴いまして、管理運営規則を変えて学校評価を行っていくと。なお、学校評価に関しましては学校評価委員というような委員会を新たに設けまして、いわゆる第三者評価をしていただくという形にもなっていくと考えられます。これは、今回この管理運営規則を改正していただいたおりに、また細かなことは整理をさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

委員長

以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

暫時休憩。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。指導室長、どうぞ。

指導室長 少しわかりづらい説明があったようなので、訂正をさせていただきます。

先ほど学校評価の項目の際に第三者評価という言葉を使いましたが、整理をさせていただきますと、学校の中でのいわゆる内部評価と、学校関係者評価とっていいかと思うのですが、教職員以外の学校に関係する方々による評価ということで、それを学校関係者評価という言い方で、その2本を柱として公表並びに教育委員会のほうへ報告をしていくという形になりますので、そのような説明に変えさせていただきたいと思えます。

失礼いたしました。

委員長 ありがとうございます。

ご質問がありましたらお願いいたします。ありませんか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第7号議案「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

教育長 その前に、安江委員から、すべての案件について教育長に賛成ということでしたいております。

委員長 現在、安江委員より教育長に一任されているということですので。

それでは、本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第7号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第8号議案「稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第8号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第9号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 第9号議案につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学校給食共同調理場所長より説明いたします。

委員長 学校給食共同調理場所長。

学校給食共同調理場所長 学校給食共同調理場所長です。議案概要書をご覧いただきたいと思っております。

学校教育法の一部が改定となりまして、従来の「教頭」名称が「副校長」に変更となりました。稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則第3条では、運営委員会を委員15人以内で組織し、「市立小中学校教頭」をその構成員としております。このため、稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の「教頭」を「副校長」に名称変更する必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。なお、施行は平成20年4月1日を予定しております。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第9号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第9号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9. 第10号議案「平成20年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」、日程第10. 第11号議案「稲城市青少年委

員の委嘱について」、日程第11. 第12号議案「稲城市体育指導委員の委嘱について」を稲城市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

3議案とも人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、第10号議案から第12号議案は秘密会といたします。
暫時休憩いたします。

(これより第10号議案から第12号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第10号議案から第12号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第10号議案「稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第10号議案は、原案どおり可決いたしました。
次に、第11号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第11号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第12号議案「稲城市体育指導委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第12号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第13.「報告事項」です。

本日の報告事項は「卒業式について」「市立小学校教諭による個人情報紛失の疑いについて」の2件です。

指導室長、お願いします。

指導室長 教育委員の先生方には、本日を含めまして3月19日と両日、卒業式にご参列いただきまして、ありがとうございました。

本年度、中学校の卒業式が3月19日、6校でとり行われ、本日3月24日、11校の小学校でとり行われましたけれども、教職員の服務に関する事項、また、子どもたちのトラブル等一切なく、無事に終了したという報告を受けたところでございます。先ほど、この会が始まる前に東京都教育委員会に報告を済ませさせていただきました。どうも、ありがとうございました。

小学校、中学校ともに大変感動的な卒業式が行われたという報告を、参加をしていただいた教育委員の先生方、また、部長、課長から報告を受けておりますが、また細かい点につきましては課題等もございませう。その辺につきましては来年度にまた活かしていきたいというように考えております。これが1点、報告でございませう。

2点目の報告でございませうが、稲城市立小学校の教諭によりませう個人情報紛失の疑いにつきませうご報告を申し上げます。

実際には、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞の多摩版に載っておりましたのでご承知かと思ひますが、3月3日の月曜日、本市の若葉台小学校の教諭が、家庭科担当でございませうけれども、家庭科の成績に関する個人情報をパソコンのUSBファイルに取り込んでございませうして、それを3月3日と思ひれるのですが、持ち帰った際に紛失をしたのではないかというような事故がございませうした。

教育委員会としましては、毎月の校長会、毎月の副校長会並びにその他主任会等を通じませうして個人情報の持ち出しは原則禁止であるというような指導を続けてまいりましたけれども、このような事故が起きてしまつたことを大変遺憾に感じてございませうするところでございませうします。大変、委員の先生方にもご心配をおかけしたことをおわび申し上げたいと思ひます。

実際には、3月3日に紛失をしたと思ひれるのですが、実際に当該の教諭が気づきましたのは3月5日でございませうします。3月5日に気づきませうして、初任者の教諭でございませうしたので、担当の指導教諭に報告を

し、指導教諭とともに学校長へ報告をいたしまして、学校長からの指導によりすぐに年次休暇をとりまして、その日の3月3日の自分の動いた箇所、学校内から帰宅まで全てくまなく探したのですが、見つからなかったということです。これは3月の5日、翌3月6日と2日間にわたりまして同じ経路で探しましたが、全く見つけることができなかつたということです。それに合わせまして教育委員会としましてもマスコミに公表をさせていただいた結果、先ほど言った新聞社の多摩版に掲載された。先ほど抜かしてしまいましたが、あわせましてNHKの首都圏ネットワークの中でも30秒弱でございますけれども報道がされたということでございます。

当該の若葉台小学校におきましては、3月12日の水曜日午後7時から家庭科は5年生、6年生が受けておりますので、5年生、6年生の保護者を対象に臨時の合同保護者会を開きまして、事の概要の説明と謝罪を行った次第でございます。

現時点で見つかっておりませんが、それ以降、保護者等から私どもに苦情等のようなものが入っているということはありません。この事故をきっかけに当該の学校長並びに当該教諭に対しまして教育委員会としても厳しく指導をさせていただきました。また、あわせまして東京都の教育委員会にも紛失事故の報告を第一報を入れさせていただき、現在、書面でのやりとりをしているところでございます。

今後一切ないように、各学校に対しましても事あるごとに指導を徹底してまいりたいと思っております。

大変ご心配をおかけしました。申しわけございませんでした。

報告とさせていただきます。

あわせまして、実は報告案件に入れておりませんが、年度末ということで難点か概括的な報告をさせていただきます。

まず、教育課程策定会議という学校長がメンバーとなっている会議がございまして、今年度は小学校から4点、中学校から同じく4点、答申を挙げてもらっております。それにつきまして、今後どのような方向で行くかということをお口頭で申し上げたいと思っております。また、年度が開けてからは、この答申に基づいてその方向性に従ってまた新たな動きがでてまいりますので、資料として起こしまして、また委員の先生方にはお伝えをさしあげたいと思っております。

少し細かくなりますが、小学校ですが、小学校のほうは英語活動について答申を頂戴しております。概要を申し上げますと、まず英語活動が入りますので小学校の教員の指導力をぜひとも向上させて欲しいというような答申が出ております。

あわせて、今まで本市で実施しております小学校三、四年生の英語活動についても、教育課程上の位置づけを行って欲しいと。国のほうでは五、六年に英語活動を取り入れるというようになっておりますが、

三、四年も教育課程上の位置づけをして欲しいと。

あわせて、3点目として、市内の共通カリキュラムを作成して欲しいというような答申がございました。

これらにつきましては、平成20年度、今までも提携を結んでおりました恵泉女学園大学に加えまして、本市内にございます駒沢女子大学と提携を結びたいと。その中で、平成20年度内に小学校の英語活動と中学校の英語教育を接続する形のグランドデザインを作成してまいりたいと思います。そのグランドデザインに基づきまして、当然、教員の研修が実施されますし、また、市内共通のカリキュラムの作成に着手するようになるということになりますので、ご報告をいたしたいと思っております。

もう一つは、答申の中でコミュニケーション能力の向上と国際理解教育の充実のための外国人との交流を、さらに充実して欲しい、という答申がございました。これは、相手様があることですが、相手とも協議を深めながら今年度以上に来年度以降、充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に2点目でございますが、学校5日制の土曜日のあり方について教育課題策定会議から答申をいただいております。その答申の中に、これは小学校、中学校共通の部分がございまして、まとめてお話をいたしますが、平成20年度は土曜日、月1回の実施を施行できるところは施行してほしいという形で、実際に各学校を今指導をしてまいったところでございます。いわゆるプレ実施ということでございます。

現在のところ、教育課程届けをまとめておりますけれども、多くの小学校では年間5回から6回の実施というのがおおむね出ております。

これに関しましては、例えば土曜日の授業参観を今までどおりやって、月曜日に振替休日をとっていたのですが、それをとらないというような形。また、道徳授業、地区公開講座も土曜日にやっていたところを振りかえの休日をとらないという形で行きたいという学校がほとんどであります。

ただ、運動会に関しましては子どもの体力の問題もありますので、それはぜひとも振休をとりたいというような学校もあります。

そういった形で施行をしていただいて、その中で平成21年度から月1回の実施に移していきたいというように考えております。

なお、中学校に関しましては、部活動の公式戦との絡み等もございまして、それも試行の中で実際どこまでできるのかというようなことを平成20年度に協議をし、21年度の実施につなげていきたいというように考えております。

続きましては3点目ですが、教員研修について答申をいただいております。これも小・中共通でございますので、あわせてお話を申し上げておきたいと思っておりますが、教員研修につきましては、まず退職校長

等の活用を図ってもらって、研修内容の充実を図って欲しいということが出ております。これにつきましては、退職の校長先生方のお力添えをいただくということはもちろん検討してまいりたいと思います。あわせて、市任用の初任者専任の人員配置をして欲しいというような答申もあるのですが、実際には市の任用の人員配置は予算の関係上、平成20年度はできておりません。この辺のご意見はまた頂戴しながら、今後に向けて検討できる範囲で検討していきたいと考えております。

続きまして、学力向上について答申を受けております。これも小・中共通でございますので、共通にご説明申し上げますが、今後の方向性としまして、まず学力向上につきましては家庭・地域への働きかけをぜひともして欲しいというように、教育課題策定会議で出ております。

例えば、早寝、早起き、朝ごはんについては家庭の協力なしにはやっていけないので、ぜひとも家庭への啓発を図って欲しいということでございます。これはもう議会でも答弁申し上げているのですが、家庭への啓発は最大限重要な項目であると考えておりますので、細かな方法につきましてはまた検討していきますが、家庭への啓発を第一義としながら、子どもたちの学力向上の基盤づくりということで生活習慣をしっかりとつけさせていきたいと考えております。

これは、前回の教育委員会でお示した教育目標の中のA3判の右側の図式化された部分でもうたっているところでございますので、そこと重なる部分であると考えております。

また、学校での取り組みとしましては、将来の夢や希望をはぐくませるための指導ということで、本物との出会いを大切にしたい、という答申が出ております。その中では各校での情報をもとにどういった人材が確保できるか、これは人材バンクのようなものをつくるということも含めまして、人材の情報収集をし、それを学校へ伝えることによって、今まで以上に本物との出会いが進んでいくようにしてまいりたいと思っております。

最後になりますが、中学校独特の部分でございます。中学校の部活動について答申をもらっておりますので、その辺についてお話を申し上げます。

中学校の部活動に関しましては、まず、稲城市として今後も引き続き共通して存続を図るべき部活動として、野球、サッカー、テニス、バスケット、バレー、吹奏楽部は、ぜひとも市としても存続を図るべきであるというように答申をいただいております。

これにつきましては外部指導員の充実を図っていくことはもちろんでございますが、人材バンクの作成もしながらさらに充実を図ってまいりたいと思っております。

また、その他、市として体育協会ですとか各種スポーツ団体、PTA、健全育成団体等に呼びかけて、ここも人材バンク等を作成して登録していただくとよいのではないかと、という答申があります。これは今申したように、人材バンクの作成を目指しながら充実を図ってまいりたいと思っております。

あわせて、教員の異動作業に際しては、できる限り顧問を補充できるように図って欲しいというようなものもございました。これはご承知のように教員の異動は東京都教育委員会が人事権を握っておりますので、私ども市教委としましては、そのような教員がほしいということで都教委へ要望を強くしてまいりたい、そういった項目として考えていきたいと思っております。

まだまだ細かいところはございますけれども、大きなところは以上でございます。あわせて、来年度から退職の校長等に加えまして現職の校長を組織しまして、例えば教員の研修を指導してもらおうというような、校長の力を借りながら事業を進めてまいりたいというように考えております。また、もう一点は大学の、いわゆる退職をされた教授の方々、いわゆるエキスパートの方々ですね。その方々が無料で学校を回って理科教育にご協力いただけるという話もいただいておりますので、これは通称SSISS授業とありますが、SSISS授業、詳しくはまた後ほどどこかでご説明しますけれども、その授業のお力も借りながら、子どもたちの理科離れを何とかしたいといただいておりますので、お力を借りて、学校で指導していただきたいと思っております。まさに本物との出会いだと考えております。

大変長くなって申し訳ございませんが最後に、この年間通して、交通事故等も幾つかございました、それについてご報告して終わりにしたいと思っておりますが、今年度は4月10日から2月24日まで全部で交通事故は15件ございました。本当に命に関わるような事故は幸いにもなかったのですが、一歩間違えると命を奪われてしまうような危ない事故もございました。やはり最近、尾根幹線が開通をして交通の事情が変わり、実は裏道と言われる信号のないようなところで大分接触事故がありました。つまり、抜け道として自動車がきつと通っていると思われれます。

今後、そういったところも含めまして、具体的な事例をもとに、やはり年代に合わせた言葉で指導をしてしかなければならない時代になっているなと感じております。

来年度以降も継続して安全には十分気をつけさせたいと思っておりますが、このような事故がやはり本市でも15件あったということをご報告申し上げます。

また、不登校に関しましては、先ほど教育長の行政報告の中でご説明がありましたけれども、全都の中では非常に少ない数だとは思いま

すけれども、少ないからといって安心をすることはできませんので、その少ない数をさらに減らせるように努力をしてまいりたいと思います。また、平成19年度のいじめにつきましては現在、調査中でございますので、これは年度が明けまして最終的に都・国のほうへ報告することになっております。その時点でまた報告ができると思いますが、いじめにつきましても、いじめ防止の指導は続けさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、年度の反省ということでご報告を申し上げます。

以上です。

委員長

以上で年度の反省を含めて説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午後4時3分閉会)